

現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示案について（概要）

1. 背景

建築物の基礎、主要構造部等に用いる一定の建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 37 条の規定により、国土交通大臣の指定する日本産業規格（JIS）若しくは日本農林規格（JAS）に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることを求めており、これに該当する具体の指定建築材料を建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1446 号。以下「材料告示」という。）等において規定している。今般、JIS が改正され、新たな JIS では上澄み水として取り扱うことのできる回収水の範囲や、回収粗骨材を用いることのできるコンクリートの対象が拡大される等の内容を含むところ、技術的検証を踏まえ、当該 JIS を材料告示等に位置づける整理が果たしたため、所要の改正を行う。

また、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 81 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（令和 7 年国土交通省告示第 250 号。以下「木質接着パネル告示」という。）第 10 において定める木質接着パネル工法を用いた建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算（以下「ルート 2 同等計算」という。）の基準のうち、偏心率が 0.15 を超える場合における構造安全性の確認方法について、所要の改正を行う。

2. 概要

（1）JIS改正に伴う材料告示等の一部改正

コンクリートが適合すべきJISについて、「JIS A5308（レディーミクストコンクリート）-2024」を「JIS A5308（レディーミクストコンクリート）-2026」に改め、コンクリートに使用するセメントの品質が適合すべきJISについて、「JIS R5210（ポルトランドセメント）-2003」を「JIS R5210（ポルトランドセメント）-2026」に改め、当該品質の測定方法等についても所要の改正を行う。

（2）木質接着パネル告示の一部改正

木質接着パネル工法を用いた建築物に係るルート 2 同等計算の基準について、偏心率が 0.15 を超える方向がある場合の規定を見直し、新たに建築物等の地上部分におけ

る偏心率が0.15を超え、0.3以下である場合における構造安全性の確認方法として下記の方法を追加する。

- 令第88条第1項に規定する標準せん断力係数を0.2に昭和55年建設省告示第1792号第7の表2に掲げるFeの数値を乗じて得た数値以上として、同項の規定により地震力を計算し、当該地震力の値を用いて令第82条第1号から第3号までに規定する構造計算（以下「許容応力度計算」）を行い、安全性が確かめる。
- 令第88条第1項に規定する地震力が作用する場合において、各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮して当該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算し、当該地震力の値を用いて許容応力度計算を行って安全性が確かめる。

(3) その他

その他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和8年5月